## 農地法第4·5条許可申請添付書類

- ◆営農型太陽光発電設備
- ◆申請書 申請書・・・2部・続紙・・・1部
- ◆添付書類・・・各1部
- ※証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- ◆申請の受付は毎月1日~10日です。(10日が閉庁日のときは、直後の開庁日)

1	住民票抄本	譲受人が個人の場合
2	土地全部事項証明書	・申請人(譲渡人)が所有名義人と異なる場合は、所有者であること を証する書面(戸籍謄本・住民票抄本等) ・甲区欄に受人以外の所有権移転請求権仮登記がされている農地に ついては、仮登記の抹消または承諾書(印鑑証明書添付)を添付
3	位置図	市役所・支所等めぼしい公共施設等を目印とする (白図20,000分の1の地図等)
4	付近状況図	申請地を中心に半径300mの範囲内を表示 (縮尺2,500分の1程度の地図等)
5	公図の写し	該当地に「申請地」と記入し、又、申請地の周囲の地番、地目、地積、所有者及び所有者と異なる耕作者がある場合は耕作者名を記入
6	設備配置図又は土地利用計画図	太陽光発電施設の配置、標識の設置位置を表示する図面で排水計画等を附記したもの
7	発電設備の設計図 (平面図及び立面図)	支柱の間隔・高さ・埋め込みの深さ、パワーコンディショナー等の 設置位置、東電の電線との接続位置を明示
8	太陽光発電設備等の概要を記した書面	発電出力、パネルの枚数、設置角度、寸法、出力、支柱の仕様(素材・ パイプ径・本数等)、太陽光遮光率(算出根拠)、年間予測発電量・ 売電見込額、その他に設備の仕様等を記載した書面
9	転用行為を行うのに必要な資力等 を確認する書面	残高証明書・融資証明書等
1 0	発電設備(支柱含む)を撤去するの に必要な資力	撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等
1 1	設備の撤去費用負担について当事 者間の合意書	設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合、支柱を含む設備の撤去費用について、設置者が費用を負担することを基本とし、合意されていることを証する書面
1 2	設備下部の農地における営農計画 書・営農への影響見込み書	別紙様式あり
1 3	設備下部の農地における営農への 影響見込みの根拠となるもの	根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書 ※「知見を有する者」とは普及指導員、試験研究機関、設備の製造 業者等
1 4	隣接農地所有者・耕作者の同意書兼 誓約書	隣接農地及び設備の設置につき営農に影響が及ぶ可能性があると 考えられる農地の所有者・耕作者の同意書 (指定の書式を使用)
1 5	農地法第3条許可申請書	設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合
1 6	委任状	申請時、窓口に来られない方全員の委任状
1 7	履歴事項全部証明書又は 定款・寄付行為の写し	譲受人が <b>法人の場合</b> (定款・寄付行為は裏書・・・代表者又は行政書士)
18	関連許認可・届出等の写し	・事業計画認定書の写し ・発電量 10kw未満の設備については事業工程表の写し ・旧認定取得者(平成 29 年 3 月 31 日までに旧制度で設備認定及 び電力接続契約を締結している事業者)については平成 29 年 9 月 30 日までに事業計画認定の申請があったことが分かるパソコン画 面の写し等
1 9	その他	農業委員会が提出を求めた書類